

継続事業評価シート(対象:H28年度実施事務事業)

H29年度評価

事務事業名	障害福祉助成事業					事務事業コード	02804
部 名	福祉部	課 名	障害福祉課	係 名	障害福祉係	部課コード	040150

1. 事業概要

総合計画コード	2311	2322	2323	2331	
事業年度	年度 ～ H	年度	事業類型	◎ソフト事業	○ハード事業
法令等の義務付け	○法令等(市条例・要綱等を除く)で義務付けられている事業 ◎義務と任意の両方を含んでいる事業 ○任意(市条例・要綱等を含む)の自治事務			<根拠法令等(法律、条例、要綱など)> 障害者総合支援法、朝霞市福祉団体等の補助金交付要綱、朝霞市在宅重度心身障害者紙おむつ支給事業実施要綱、朝霞市重度心身障害者福祉タクシー利用料金補助要綱など	
めざす 目的成果	障害福祉関係団体に対し財政的支援を行うほか、障害のある人に対し各種サービスや補助などを行うことにより、経済的負担が軽減され、自立更生できるようになっている。				
事業内容	・福祉団体に補助金を交付することにより、活動を支援し運営の安定を図る。 ・障害のある人の生活を支援するため、住宅改善費補助、福祉電話補助、診断書料補助、運転免許取得費補助、自動車改造費補助、紙おむつの給付、タクシー券等の助成を行う。 ・就労移行支援等の利用者が訓練を終了し、就職する際に、就職支度金を支給する。 ・障害者手帳を所持しない難聴児に対し、補聴器購入の補助を行う。				
事業手法	☐ 市の完全な直営 ☒ 委託等(請負、負担金、交付金等を含む) ☐ 市民等との協働 ☒ 補助金交付 ①障害福祉団体5団体に補助を行う(1.朝霞市つばさ会補助金、2.朝霞市中心身障害児・者を守る会補助金、3.朝霞市身体障害者福祉会補助金、4.朝霞市視力障害者友の会補助金、5.朝霞市聴覚障害者の会補助金) / ②障害のある人の生活を支援するため、各種補助やサービス提供を行う(自動車運転免許取得費補助金など) / ③就労移行支援、就労継続支援事業等の利用者が、訓練を終了し、就職する際に、就職支度金を支給する。				

2. 実施結果

H28年度の事業の実施内容		①福祉団体に補助金を交付することにより、活動を支援し運営の安定を図る。 ②障害のある人の生活を支援するため、住宅改善費補助、福祉電話補助、診断書料補助、運転免許取得費補助、自動車改造費補助、紙おむつの給付、タクシー利用券等の助成を行う。 ③就労移行支援等の利用者が訓練を終了し、就職する際に、就職支度金を支給する。 ④障害者手帳を所持しない難聴児に対し、補聴器購入の補助を行う。									
		単位:千円		H26年度決算		H27年度決算		H28年度決算見込			
投入コスト	a 事業費[イ]～[ホ]				40,660		41,179		48,173		
	財源内訳	[イ]国庫支出金			743		813		1,009		
		[ロ]県支出金			443		648		504		
		[ハ]地方債									
		[ニ]その他									
	[ホ]一般財源			39,474		39,718		46,660			
b 人件費				13,923		17,221		16,854			
総コスト(a 事業費 + b 人件費)				54,583		58,400		65,027			
投入労働量		常勤職員等(人工)		1.90 人		2.35 人		2.30 人			
		一般職非常勤職員等(時間)		1,008 時間				時間			
a 事業費 (H28年度決算見込)の執行内訳		印刷製本費179千円、在宅重度心身障害者紙おむつ支給委託料5,718千円、障害福祉団体運営費補助金5団体計609千円、住宅改善費補助金0千円、福祉電話補助金111千円、身体障害者等診断書料補助金886千円、自動車運転免許取得費補75千円、自動車改造費補助金400千円、障害理解普及啓発補助金50千円、難聴児補聴器購入費補助6千円、障害者就労支度金144千円、福祉タクシー助成金9,792千円、自動車燃料助成金16,501千円、バス鉄道共通カード給付費11,826千円、更正訓練費等支給費1,876千円 合計 48,173千円									
指標名			単位	H28目標・計画 (H28実績見込)		H29目標・計画 (H29実績見込)		H30目標・計画 (H30実績見込)		最終目標・計画 目標年度	
活 動	①	福祉団体運営費補助金交付団体数	団体	5 (5)		5 (—)		5 (—)		H 32 年度	
	②	自動車燃料費助成登録者数	人	1,190 (1,124)		1,220 (—)		1,250 (—)		H 32 年度	
成 果	①	福祉団体運営費補助金交付率	%	100 (100)		100 (—)		100 (—)		H 32 年度	
	②	自動車燃料費助成支給者数	人	1,070 (1,011)		1,100 (—)		1,130 (—)		H 32 年度	

3. 事務事業の分析

必要性 (市が関与する必要性はあるか)	判定	☒ A 必要性が高い	☐ B 必要性がある程度認められる	☐ C 必要性が低い
	☒ 社会経済環境の変化により、当該事務事業が解決すべき課題が増えている、増えることが予想される ☐ サービスの拡大や充実を求める意見・要望が増えている ☐ 法令等により、市に実施が義務付けられている ☒ 市が実施しないと、市民生活に深刻な影響が生じる ☐ 民間が実施した場合、現在のサービス水準を維持することが、収益性や技術面で難しい ☐ その他 <説明> 福祉タクシー利用券の交付など移動に関する助成や紙おむつの給付等は障害のある人の日常生活を支援するサービスである。また、福祉団体への補助は障害のある人の社会参加の促進に寄与するものなのであり、これらの補助の必要性は高いと考える。			
達成度 (事業の目標は達成したか)	判定	☐ A 目標よりも大きな成果が得られた	☐ B 概ね目標の成果が得られた	☒ C 目標とする成果が得られなかった
	☐ 活動指標の目標を達成した ☐ 成果指標の目標を達成した ☒ 指標に表れない事項について目標を達成した ☐ その他 <説明: 指標の達成状況及び改善等に関する達成状況を記入> 福祉団体への補助をすることにより、活動の運営の安定を図ることができた。また、自動車燃料費助成事業は、登録者数及び支給者数とも目標値を下回ったが、本事業は福祉タクシー利用券、バス鉄道交通カード給付費との3種類から一種を選択するため、3種類の合計登録者は昨年度より増加しており、障害のある人の社会参加の促進に寄与すること			
留意点 (政策の立案・推進に際して)	<説明: 留意した点について記入> ・思いやり: 障害者差別解消法などに基づき、障害のある人に配慮した。 ・参加と協働: 障害者団体や障害者プラン推進委員会などから、障害のある人に関する施策などの意見を伺った。 ・経営的な視点: 事務改善等による効率的な事務の実施を検討した。			
見直し余地 (事業の内容、実施手法等は適切か)	判定	☐ I 見直す余地がない	☒ II 見直す余地がある程度認められる	☐ III 見直す余地がある
	☐ 民間委託や指定管理者制度の活用など事業手法の見直しの余地がある ☐ 業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化する余地がある ☐ サービスの対象、水準、内容を見直す余地がある ☐ 受益者負担のあり方について見直す余地がある ☐ 実施体制(事業間・組織間の連携や事務分担など)を見直す余地がある ☐ 投入したコストに見合った効果が現れておらず、効果向上やコスト圧縮の余地がある ☒ その他 <説明> 市独自の事業である福祉タクシー利用券などの補助等については、近隣3市の状況等も勘案し、平成26年度に減額を行った。今後も必要に応じて、補助額についての検討を行う。			

4. 今後の展開方針[課としての判断]

事業の方向性	☒ A 市で継続実施 ☐ B 休止・廃止 (実施時期: ☐ H28年度から ☐ H29年度から ☐ H30年度から) ☐ C 民営化 (実施時期: ☐ H28年度から ☐ H29年度から ☐ H30年度から) ☐ D 国・県に移譲 (実施時期: ☐ H28年度から ☐ H29年度から ☐ H30年度から) ☐ E 終了 (実施時期: ☐ H28年度まで ☐ H29年度まで ☐ H30年度まで)			
	成果の方向性	☐ A 拡大 ☒ B 現状のまま ☐ C 縮小		
今後の取組方針	投入資源の方向性	事業費	☐ A 拡大 ☒ B 現状のまま ☐ C 縮小	
		労働費	☐ A 拡大 ☒ B 現状のまま ☐ C 縮小	
		☐ A 見直して継続 ☒ B 現状のまま継続		
	見直しの方向性	☐ 民間委託・PFI・指定管理者等を今後導入・拡大 (実施時期: H 年度) ☐ 業務プロセス改善 (実施時期: H 年度) ☐ 対象・水準等の見直し (実施時期: H 年度) ☐ 受益者負担の見直し (実施時期: H 年度) ☐ 臨時・再任用職員等の活用を今後導入・拡大 (実施時期: H 年度) ☐ 市民等との協働を今後導入・拡大 (実施時期: H 年度) ☐ その他 (実施時期: H 年度)		
		方針 (次年度の改善内容等を含めた具体的な事業の展開方針) 福祉団体に対する補助などについて適正に実施する。市単独事業については、平成26年度当初に近隣3市の給付状況を踏まえ、自動車燃料費の補助を年間15,000円、福祉タクシー利用券の補助枚数を年間20枚、バス・鉄道共通ICカードの補助を年間15,000円とした。住宅改善費については、県の補助金額に合わせ、240,000円を限度とした。また、平成29年度より身体障害者等診断書料補助の限度額を5,000円とする。なお、今後も必要に応じて、補助額についての検討を行う。		